# ■景観重要公共施設の占用の許可の基準

景観重要公共施設の占用の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、次の各号のいず れかに該当するものは、この限りではない。

- ① 法令及び条例の規定において、色彩及び意匠等について指定があるもの又はその部分
- ② 地下埋設物その他地表面又は水面上に現れないもの
- ③ 占用許可期間が1年以内の仮設物で、占用許可の更新予定がないもの
- ④ 景観重要公共施設の占用の許可の基準が適用された日において現に存する占用物件で、外観の変更を伴わないもの
- ⑤ 電柱等に添加するもので、占用物件の下端の高さが地面又は水面から 4.5m以上のもの
- ⑥ 城内地区・曳山通り公共施設景観ガイドラインに定める参酌基準に基づき策定した事業計画により整備する施設その他唐津市から別に指示があるもの

# (1) 景観重要道路

## 占用許可基準

#### ① 形態及び意匠

イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しな いものとする。

## ② 色彩

- イ 鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱その他道路法第32条 第1項第1号に掲げる工作物の色彩は、ダークブラウン(マンセ ル値 色相10YR 明度2 彩度1程度)とする。
- ロ 上記以外の工作物の色彩は、ダークブラウン (マンセル値 色 相 10YR 明度 2 彩度 1 程度) を基本とし、これによらない場合は、次のとおりとする。
  - ・白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度4以下とする。
  - ・使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。
- ハ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの 限りではない。
- ニ 巻き看板等に地名表示をする場合における当該表示部分の色彩は、地色をダークブラウン(マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度)とし、文字を白(マンセル値 無彩色 明度 10 程度)とする。

## (2) 景観重要河川

#### 占用許可基準

# ① 形態及び意匠

イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。

## ② 色彩

- イ 鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱その他河川敷地占用許可準則第7第2項ハに掲げる工作物の色彩は、ダークブラウン (マンセル値 色相10YR 明度2 彩度1程度)とする。
- ロ 上記以外の工作物の色彩は、ダークブラウン (マンセル値 色 相 10YR 明度 2 彩度 1 程度) を基本とし、これによらない場合 は、次のとおりとする。
  - ・白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度4以下とする。
  - ・使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。
- ハ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの 限りではない。
- ニ 巻き看板等に地名表示をする場合における当該表示部分の色彩は、地色をダークブラウン(マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度)とし、文字を白(マンセル値 無彩色 明度 10 程度)とする。

## (3) 景観重要都市公園

## 占用許可基準

## ① 形態及び意匠

イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。

# ② 色彩

- イ 鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱その他都市公園法第7条第1項第1号及び第4号並びに都市公園法施行令第12条第2項第1号から第1の3号までに掲げる工作物の色彩は、ダークブラウン(マンセル値 色相10YR 明度2 彩度1程度)とする。
- ロ 上記以外の工作物の色彩は、ダークブラウン (マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度) を基本とし、これによらない場合は、次のとおりとする。
  - ・白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度4以下とする。
  - ・使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。
- ハ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの 限りではない。
- ニ 巻き看板等に地名表示をする場合における当該表示部分の色彩は、地色をダークブラウン(マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度)とし、文字を白(マンセル値 無彩色 明度 10 程度)とする。